

随意契約理由（例示）

| 主な理由 | 具体的かつ詳細な理由 |
|----------------------------------|--|
| ライセンス国産 | <p>本契約の履行に当たっては、国政府の許可を経た社との技術援助契約及び法による許可が必要であり、これらを満足するのは契約相手方である社のみであるため。 （根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |
| 追加・変更修理、瑕疵疑義 | <p>本契約は、既に締結している修理（又は検査）の契約履行中に新たな故障（又は不具合）が発生したため、当該新たな故障（又は不具合）箇所の修理役務について、原契約者である社と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> <p>本契約は、瑕疵期間中の装備品の故障（又は不具合）が含まれており、当該故障（又は不具合不具合）箇所の修理役務については瑕疵で処置させる必要があることから、原契約者である社と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |
| 法令等の明確な根拠等に基づき契約の相手方が特定されるもの | <p>放送受信料については、放送法（昭和25年法律第132号）第32条の規定により、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないとされているため。 （根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> <p>汚染負荷量賦課金については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第52条の規定により、独立行政法人環境再生保全機構が徴収することとされているため。 （根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |
| 官報、法律案、予算書、決算書の印刷 | <p>官報への公告等掲載業務は、独立行政法人国立印刷局のみが行う業務であるため。 （根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |
| 複写機等の保守 | <p>本契約は、社製装置の賃貸借契約に伴った保守契約であり、当該機器の保守整備等に必要な知識及び技術等を有しているのは契約相手方である社のみであるため。 （根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |
| 書籍の購入 | <p>出版元からの書籍購入であるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |
| 電気、ガス、水道、電話等（供給することができる事業者が一の場合） | <p>既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |

| 主な理由 | 具体的かつ詳細な理由 |
|---|--|
| 緊急やむを得ないとき（外的要因によるものに限る） | <p>本契約は、 による災害発生に伴う災害派遣要請に緊急に対応する必要があったため、契約履行能力を有する者と判断した契約相手方と契約したものである。</p> <p>（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |
| 秘密の保持が必要とされているもの | <p>本契約は の製造請負契約であり、参入を希望する民間事業者が履行の可否や入札金額を検討することを可能とする最小限の情報を仕様書に添付しただけで、情報収集の対象、能力及び方法等に係る秘密が推察されるおそれがあるため。（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条第1号）</p> <p>本契約は、研究に供する高純度の 剤の輸入契約であり、履行の時機や輸送経路が事前に明らかになり、万一テロ等の妨害行為を受けた場合、公共の安全に著しい支障を及ぼす危険があるため。</p> <p>（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条第1号）</p> |
| 予決令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の2第1項の規定による競争に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者がいるとき | <p>本契約は、一時に多量の物品調達を競争に付する時、単数者に落札する原則では応募者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が需要数量に達しないため、法令の規定に基づき契約相手方と契約したものである。</p> <p>（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8）</p> |
| 企画競争又は公募を行ったもの | <p>本契約は、企画競争（又は公募）を実施した結果、応募者が契約相手方1者のみであったため。</p> <p>（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> <p>本契約は、企画競争（又は公募）を実施した結果、契約相手方の企画（履行能力）が他社より優れていたため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> |
| 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき | <p>本契約は、競争に付したが入札者がいなかったため。</p> <p>（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2）</p> <p>本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。</p> <p>（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2）</p> |
| FMS調達 | <p>本契約は、日米相互防衛援助協定に基づく調達であるため。</p> <p>（根拠法令：日米相互防衛援助（MDA）協定）</p> |